

福井県警察本部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

昭和48年10月1日

福井県警察本部訓令第13号

改正

平成元年6月1日警察本部訓令第8号 平成4年7月8日警察本部訓令第15号 平成6年4月1日警察本部訓令第13号
平成7年3月24日警察本部訓令第10号 平成13年3月21日警察本部訓令第9号 平成15年2月28日警察本部訓令第6号
平成18年2月6日警察本部訓令第4号 平成18年8月4日警察本部訓令第45号 平成19年3月27日警察本部訓令第14号
平成23年7月15日警察本部訓令第23号 平成26年7月7日警察本部訓令第33号 平成27年2月17日警察本部訓令第3号
平成29年6月20日警察本部訓令第21号 令和5年3月7日警察本部訓令第13号 令和5年8月29日警察本部訓令第27号
令和5年10月26日警察本部訓令第29号

福井県警察本部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令を次のように定める。

福井県警察本部高速道路交通警察隊の運営に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察本部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(管轄区域、名称、位置等)

第2条 高速隊の管轄区域は、高速自動車国道北陸自動車道（以下「北陸自動車道」という。）のうち福井県と石川県の県境から福井県と滋賀県の県境までの区間、高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（以下「舞鶴若狭自動車道」という。）のうち敦賀ジャンクションから福井県と京都府の境界までの区間及び自動車専用道路一般国道158号（以下「中部縦貫自動車道」という。）のうち福井北ジャンクション・インターチェンジから九頭竜インターチェンジまでの区間とする。

2 高速隊に本隊及び分駐隊を置き、その名称、位置及び受持ち区域は、次表のとおりとする。

名 称	位 置	受 け 持 ち 区 域
福井本隊	福井県福井市	北陸自動車道のうち福井県と石川県の県境から今庄インターチェンジまでの区間及び中部縦貫自動車道のうち福井北ジャンクション・インターチェンジから九頭竜インターチェンジまでの区間とする。
敦賀分駐隊	福井県敦賀市	北陸自動車道のうち今庄インターチェンジから福井県と滋賀県の県境までの区間及び舞鶴若狭自動車道のうち敦賀ジャンクションから若狭美浜インターチェンジまでの区間とする。
若狭上中分駐隊	福井県三方上中郡若狭町	舞鶴若狭自動車道のうち若狭美浜インターチェンジから福井県と京都府の境界までの区間とする。

(任務)

第3条 高速隊は、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道及び中部縦貫自動車道において、次の各号に掲げる事務を行うことを任務とする。

- (1) 交通の指導及び取締りに関すること。
- (2) 交通事故、事件の捜査及び処理に関すること。
- (3) 交通の規制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通警察に関すること。
- (5) 緊急配備等の初動捜査その他必要な警察活動に関すること。

(幹部会議)

第4条 高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、毎月1回以上幹部会議を開き、隊員の指導監督及び教養訓練その他隊の運営について協議を行い、隊務の統一と改善を図らなければならない。

(教養訓練)

第5条 隊長は、毎月1回以上日を定めて隊員を招集し、執行務の方針及び実務その他必要な事項について訓示、指示及び教養を行うとともに、隊員の能力に応じた個別教養を行い、実務能力の向上に努めなければならない。

- 2 隊長は、新たに隊員となった者に対しては、期間を定めて交通事故、事件の捜査処理、交通指導取締り、自動車の高速走行運転等隊員として必要な教養訓練を行わなければならない。

(勤務制及び勤務時間)

第6条 隊長、副隊長、分駐隊長及び隊の総務に関する事務を分掌する警察職員の勤務制は、福井県警察職員の勤務時間に関する訓令（平成7年福井県警察本部訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。）第2条に規定する勤務とする。

- 2 本隊及び分駐隊の指導に関する事務を分掌する隊員の勤務制は、毎日制勤務を原則とする。
- 3 前2項の勤務制以外の隊員の勤務制は、3交替制勤務を原則とする。
- 4 前項の隊員に係る勤務の開始及び終了時刻は、勤務時間訓令別表2の規定によるものとする。ただし、隊長は、事件、事故等の発生状況その他の理由が必要であると認めるときは、勤務の開始及び終了時刻を変更することができる。

(勤務種別等)

第7条 隊員の勤務は、通常勤務と特別勤務とする。この場合において、通常勤務の勤務内容は、自動車警ら、交通事故事件捜査及び処理、交通指導取締り、車両整備、教養訓練並びに事務処理とし、特別勤務の勤務内容は、緊急配備等の初動捜査その他必要な警察活動をいう。

- 2 通常勤務に従事する場合における隊員の勤務時間割の基準は、次表のとおりとする。

勤務別	警ら・監視 (集団取締りを含む。)	車両 整備	教養 訓練	事務 処理	計	備考
当番日	1 1 時間	2 時間	3 0 分	2 時間	1 5 時間 3 0 分	交通事故が発生した場合は副隊長又は分駐隊長が指定する。
日勤日	5 時間 3 0 分	1 時間	3 0 分	4 5 分	7 時間 4 5 分	

3 隊長は、前項に定める勤務時間割の基準に基づき、あらかじめ隊員の勤務計画例を示すものとする。

(勤務計画)

第8条 隊長は、高速隊の活動を効率的に推進するため、次の事項を内容とする月間勤務計画を策定するものとする。

- (1) 勤務の重点
- (2) 取締りの重点
- (3) その他活動に必要な事項

2 隊長は、翌月分に係る前項の計画を毎月25日までに月間勤務計画表(別記様式第1号)により策定して隊員に指示しなければならない。

(勤務日誌)

第9条 隊員は、本隊及び分駐隊に備え付ける勤務日誌(別記様式第2号)に勤務状況及び勤務中に取り扱った事項を記載し、勤務終了後隊長に報告しなければならない。

2 勤務日誌の保存期間は、1年とする。

(勤務心得)

第10条 隊員は、勤務に当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 常に言語態度に注意し、関係者の理解と協力を得るように努めること。
- (2) 車両の運転に当たっては、交通法令を遵守するとともに、細心の注意を払い、交通事故の防止に最善を尽くすこと。
- (3) 装備資機材は、常に点検整備してその取扱いに習熟し、その活用に努めること。
- (4) 道路、橋りょう、道路標識その他の交通安全施設の状況に注意し、応急措置を必要と認めるときは、直ちに隊長に報告すること。
- (5) 交通の渋滞が認められるときは、これによる交通事故を防止するための警戒措置をとり、隊長に報告するとともに関係機関に連絡すること。
- (6) 車両の通行、道路障害等の状況から交通の危険を防止するため、継続的な交通規制等の措置を必要と認めるときは、速やかにその状況を隊長に報告すること。

(車両管理)

第11条 隊員は、車両の点検、整備及び燃料の補充を常に行い、常時その機能が有効に発揮できるようにしておかななければならない。

(交通事故、事案発生の場合の措置)

第12条 副隊長又は分駐隊長は、交通事故その他の事案の発生の届出を受理又は認知したときは、その状況を隊長に報告するものとする。

2 隊長は、重大、特異事故(事案)については、その概要を本部長に即報して、指揮を受けなければならない。

(応援の要請)

第13条 隊長は、交通事故、事件の処理、交通指導取締り、交通規制その他特に必要があると認めるときは、関係所属長に対して応援の要請をすることができる。

2 関係所属長は、前項の応援要請を受けたときは、これに協力しなければならない。

(連絡協調)

第14条 隊長は、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道及び中部縦貫自動車道における警察活動の適正を期するため、中部管区警察局及び近畿管区警察局の高速道路管理官、隣接府県警察の高速道路交通警察隊長その他の関係機関と常に密接な連絡協調を保たなければならない。

2 隊長は、関係所属長と常に密接な連絡を保持し、交通の指導取締り等について総合的かつ効果的な運営を図るようにしなければならない。

(事件、事故の引継ぎ)

第15条 隊長は、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道及び中部縦貫自動車道において取り扱った事故、事件及び事案（交通法令違反事件及び交通事故事件を除く。）のうち、引き続き警察上の措置を要するものは、関係警察署長に引き継ぐものとする。

2 隊長は、交通事故事件、交通法令違反事件等で身柄を逮捕したときは、本隊若しくは分駐隊の所在地を管轄する警察署又は逮捕地を管轄する警察署に身柄の留置を依頼することができる。

(施設等の維持管理)

第16条 隊員は、施設、備品等の整備に努め、その適正な維持管理に留意しなければならない。

(実施細目の制定)

第17条 この訓令を実施するために必要な事項は、隊長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則（平成元年6月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成元年5月14日から施行する。

附 則（平成4年7月8日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月24日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月28日警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成18年2月6日警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年3月3日から施行する。

附 則（平成18年8月4日警察本部訓令第45号）

この訓令は、平成18年8月4日から施行する。

附 則（平成19年3月27日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月15日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成23年7月16日から施行する。

附 則（平成26年7月7日警察本部訓令第33号）
この訓令は、平成26年7月20日から施行する。

附 則（平成27年2月17日警察本部訓令第3号）
この訓令は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日警察本部訓令第21号）
この訓令は、平成29年7月8日から施行する。

附 則（令和5年3月7日警察本部訓令第13号）
この訓令は、令和5年3月19日から施行する。

附 則（令和5年8月29日警察本部訓令第27号）
この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年10月26日警察本部訓令第29号）
この訓令は、令和5年10月28日から施行する。

別記様式省略